

訪問リハビリテーション 利用料金表 （令和6年6月1日現在）

〈利用料金〉

介護保険の給付の対象となる利用料金（利用料金のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものと致します。）

（1）要介護の方（要介護度による区分なし）

（単位：円）

サービス内容	利用料金	利用者負担額			備考
		1割	2割	3割	
訪問リハビリテーション	3,080	308	616	924	1回20分
短期集中リハビリテーション 実施加算※1	2,000	200	400	600	週2回以上 1日40分以上
サービス提供体制 強化加算 I	60	6	12	18	勤続年数が7年以上のものが配置されている
リハビリテーション マネジメント加算(イ)	1,800	180	360	540	※2
リハビリテーションマネジメント 加算に係る医師による説明	2,700	270	540	810	※3
退院時共同指導加算	6,000	600	1,200	1,800	退院時につき1回に限る
診療未実施減算	-500	-50	-100	-150	※4

※1 短期集中リハビリテーション実施加算は、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日、又は要介護認定を受けた日から起算して3月以内の期間に1週につき概ね2日以上、1日当たり20分以上実施する。

※2 医師がリハビリテーションの詳細な支持を実施し指示の内容を記録する。

訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直しをする。

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、他の事業所にリハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達する。

リハビリテーション会議を開催し利用者の状況等を構成員と共有する。会議録を記録する。

会議は概ね3ヵ月に1回開催し進捗状況を確認しリハビリテーション計画書を見直しをする。

※3 リハビリテーション事業所の医師が利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合に加算する。

※4 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合には減算する。

(2) 介護予防の方

(単位：円)

サービス内容	利用料金	利用者負担額			備考
		1割	2割	3割	
介護予防 訪問リハビリテーション	2,980	298	596	894	1回20分
短期集中リハビリテーション 実施加算	2,000	200	400	600	※1
サービス提供体制 強化加算 I	60	6	12	18	勤続年数が7年以上のものが配置されている
退院時共同指導加算	6,000	600	1,200	1,800	退院時につき1回に限る
利用開始した日の属する月から起算して12月を越えた場合の減算	-300	-30	-60	-90	※2
診療未実施減算	-500	-50	-100	-150	※3

※1 要介護の短期集中リハビリテーション実施加算と同様内容。

※2 算定要件を満たした場合には減算はなしとする。

※3 要介護の診療未実施減算と同様内容。

(3) その他の利用料金

交通費	寒河江市、山形市の方は無料です。 寒河江市、山形市以外の場合は、事業所からの距離に応じて交通費をいただきます。 事業所から半径5km以上～7km未満 (100円) 事業所から半径7km以上～9km未満 (200円) 事業所から半径9km以上～11km未満 (300円) 事業所から半径11km以上～ (400円) (2km毎100円加算)
キャンセル料	キャンセル料はいただきません。 できるだけ前日までご連絡ください。
作業活動費	作業活動に必要な物品購入費は自己負担となります。